

法律科目試験（刑法） 配点 50 点

X（35歳・男）は、日頃の遊興から生じた多額の借金の返済に窮っていた。そこで、自己の容姿に自信のあるXは、これをを利用して女性を誘惑し、なんとか金員を入手しようと企てた。かかる意図で、2012年7月4日午後11時頃、自己所有の普通乗用自動車で、自宅から20km程度離れた盛り場付近の、いささか人影もまばらな通りを走行していると、相当な千鳥足で歩道上を歩くA（21歳・女）に気付き、「今から少し食事に行かないか、おごるよ。」と申し向けた。Aが「おいしいところに連れて行ってね、助手席に乗っていい？」と返答したので、助手席側のドアを開けてAを乗車させた。その後、XはAからどのように金を巻き上げるかを思案しながら10分ほど走行していると、Aが眠り始めた。そこで、Xは車を止め、Aの所持するバッグの中身を確認すると、携帯電話と化粧用品、S銀行K支店発行の預金通帳、財布などが見つかった。そして、財布の中からは現金2万円とS銀行K支店発行のキャッシュカードが出てきた。

預金通帳の表紙にはキャッシュカードの暗証番号と思しき数字が記入されていたので、Xは、その数字を記憶して車を発進させた。そして、Xは酔いの余りいまだ眠り続けるAを横目にみて、このバッグをどこかに投棄すれば、目覚めたAはどこかでなくしたと考えるに違いないと考えた。そこで、Xは財布の中にあった現金2万円とキャッシュカードを自分のセカンドバッグの中に入れた上で、バッグとその余の中身一切を通りがかりの橋の上から川に投棄した。

なおも眠り続けるAをどうすべきか、Xは思案しつつ運転していたが、同日午後11時30分頃、道路わきにコンビニエンスストアGがあったので、丁度切らしていたタバコを買うために駐車場に車を停め、店の入口に向かった。その刹那、停めた車のドアを開ける音がしたのでそちらを見ると、目を覚ましたAが車を降り、酔いのせいかフラフラと歩き始め駐車場脇の用水路（幅1.5m、高さ2m、水深約25cm）にまっすぐ向かい、転落する様子が目に入った。Xは、その姿を見て急に怖くなり、あわてて車に戻ると自宅に向けて車を走らせた。なお、Aは翌5日午前5時頃、コンビニエンスストアGに買い物に来た客の一人に発見されたが、かすり傷一つ負っていなかった。また、Aは、同月4日午後10時頃以降翌5日午前5時頃までの記憶は全く残っていないという。

Xは、同月5日午前0時30分頃帰宅し、同日午前8時30分頃、同居する長男C（12歳・男）に、Aの財布から取得したキャッシュカードを手交した上、預金通帳表紙に記されていた暗証番号と思しき数字を伝えて、S銀行のATMで現金50万円を引き出してくるよう指示した。Cは、見ず知らずのA名義のキャッシュカードを用いて現金を引き出すことに違和感を覚えたが、暗証番号までわかっている以上、とくに問題はないと考えてXの指示に従い、同日午前9時過ぎ、自宅にほど近い、ショッピングセンターの建物内にあるS銀行T支店U出張所（行員は常駐しておらず、本件当時も行員はいなかつた）所在のATMで現金50万円を引き出し、これを帰宅後Xに手渡した。

Xの罪責を論じなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。

以上